

令和5年第9回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和5年8月22日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第17号報告 島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理
について

第3 第18号報告 令和5年度学校教育自己診断（案）について

第4 第19号報告 令和4年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告
の臨時代理について

第5 第20号報告 島本町教育センター設置条例の一部改正の臨時代理につい
て

第6 第22号報告 令和5年度教育費補正予算（案）の臨時代理について

第 1 7 号 報 告

島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の
臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第3条第1項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 5 年 8 月 2 2 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

令和5年度島本町立小・中学校結核対策委員会委員名簿

(任期：令和5年7月18日～令和6年3月31日)

	氏名	規則での名称	所属
1	くりやま たかのぶ 栗山 隆信	結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師	高槻市医師会
2	なかこうじ たかひろ 中小路 隆裕	町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者	高槻市医師会
3	にしだ のぶこ 西田 伸子	大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者	茨木保健所
4	ささき じゅんぺい 佐々木 淳平	町立小・中学校長	町立第二小学校
5	よねもり ひでみ 米盛 榮美	町立小・中学校の養護教諭	町立第一中学校

○島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

別表（第2条～第4条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町立小・中学校結核対策委員会	町立小・中学校における結核対策の充実を図り、児童・生徒の健康及び学校教育の円滑な実施に資するため、教育委員会の要請に基づき、次に掲げる事項について審査及び検討し、その結果を教育委員会に報告する。 (1) 町立小・中学校における結核健診の実施状況及び結果を把握すること。 (2) 精密検査の対象となる児童・生徒の管理方針を検討すること。 (3) 児童・生徒の中に患者が発生した場合、大阪府茨木保健所と協力し、その対策を検討すること。	5人以内	(1) 結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師 (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 (3) 大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者 (4) 町立小・中学校長 (5) 町立小・中学校の養護教諭

○島本町立小・中学校結核対策委員会規則（抜粋）

（組織）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師 1人
- (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 1人
- (3) 大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者 1人
- (4) 町立小・中学校長 1人
- (5) 町立小・中学校の養護教諭 1人

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

第 1 8 号 報 告

令 和 5 年 度 学 校 教 育 自 己 診 断 (案) に つ い て

標 記 の こ と に つ い て 、 別 紙 の と お り 報 告 い た し ま す 。

令 和 5 年 8 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 り か

令和5年度使用 学校教育自己診断 小学校 (共通項目)

※ それぞれの項目について、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」「わからない」の5件法で調査

1 学校の生活について

児童 学校へ行くのが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。

2 「確かな学力」の育成について

児童 学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。

保護者 学校は、子どもが進んで学習に取り組むように工夫している。

教職員 学校では、授業が「主体的に学ぶ力」がつくように工夫改善を図っている。

3 ICTの活用について

児童 学校で、コンピュータやプロジェクター、タブレット端末を使った授業をしている。

保護者 学校は、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

教職員 学校では、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使った授業づくりを推進している。

4 学校の通知表について

児童 通知表の内容は、納得できる。

保護者 通知表は、よくわかる。

教職員 学校の通知表は、児童・保護者にわかりやすく、適切な評価が行われている。

5 自学自習について

児童 自ら進んで学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。

保護者 学校は、自主学習の取組を推進している。

教職員 学校では、自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。

6 読書習慣について

児童 読書をよくする。

保護者 学校は、子どもに読書の習慣がつくよう指導している。

教職員 学校では、子どもの読書習慣の定着に向けた取組を、重点的に行っている。

7 「キャリア教育」について

児 童 学校では、役割を果たすことの大切さ（かかり活動や当番など）や自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。

保護者 学校は、学年に応じて、子どもが生き方や将来について考えられるような指導や役割を果たす大切さを伝える指導（キャリア教育）を行っている。

教職員 学校では、児童が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。

8 「心の教育」や規範意識の育成について

児 童 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学ぶことができる。

保護者 子どもは、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学んでいる。

教職員 学校は、お互いの違いを認め合い、人を大切にする力を身につけるよう指導している。

9 いじめ防止・対応について

児 童 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことがある。

保護者 学校は、いじめ防止・対応の取組を行っている。

教職員 学校は、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。

10 「食の教育」について

児 童 低学年：給食の時間は楽しい。

高学年：自分の健康を考えて給食を好き嫌いなく食べようとしている。

保護者 学校では、食に関する取組を行っている。

教職員 学校では、食に関する指導を計画的に実施している。

令和5年度使用 学校教育自己診断 中学校 (共通項目)

※ それぞれの項目について、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」「わからない」の5件法で調査

1 学校の生活について

生徒 学校へ行くことが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くことを楽しみにしている。

教職員 学校では、生徒がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

2 「確かな学力」の育成について

生徒 先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。

保護者 学校は、生徒が進んで学習に取り組むよう授業を工夫している。

教職員 学校では、生徒が主体的に学ぶことができる授業づくりを推進している。

3 ICTの活用について

生徒 一人一台端末(タブレット)を活用した授業は、わかりやすい。

保護者 学校は、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。

教職員 学校では、ICT機器(コンピュータやプロジェクター等)を使ったわかりやすい授業を行っている。

4 成績・評価について

生徒 学校が出す学習の成績・評価について、納得できる。

保護者 学校は、子どもの学力や学習状況に対する評価基準を、適切に提示している。

教職員 学校は、生徒・保護者にわかりやすく、適切な評価基準を提示している。

5 自学自習について

生徒 自分から計画的に学習(宿題、予習・復習、自主学習など)している。

保護者 学校は、自学自習力の育成を推進している。

教職員 自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。

6 読書活動の推進について

生徒 学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。

保護者 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。

教職員 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。

7 キャリア教育について

生徒 授業や様々な学校での活動の中で、自分の生き方（自分らしさ、他の人や社会とのかかわり、進路など）について、考える機会がある。

保護者 学校は、学年に応じて、それぞれの生き方（卒業後の進路を含む）について、考えられるような指導（キャリア教育）を行っている。

教職員 学校では、生徒が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。

8 「心の教育」や規範意識の育成について

生徒 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶことができる。

保護者 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶ機会を設けている。

教職員 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について指導している。

9 いじめ防止・対応について

生徒 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことができる。

保護者 学校は、いじめ防止・対応について学ぶ機会がある。

教職員 学校は、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。

10 「食の教育」について

生徒 学校では、「食」の大切さについて、考える機会がある。

保護者 学校では、「食育」についての取組を推進している。

教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。

第 19 号 報告

令和 4 年度島本町教育委員会の点検・評価に係る
結果報告の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和 34 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 5 年 8 月 22 日提出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

令和4年度
島本町教育委員会の点検・評価

結果報告書

令和5年8月

島本町教育委員会

目 次

島本町教育委員会の点検・評価について	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	5
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	5
【2】確かな学力の育成	8
【3】英語教育の推進	11
【4】豊かな人間性の育成	13
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	16
【6】保幼小連携の推進	19
【7】支援教育・保育の充実	21
II 信頼される学校・幼稚園・保育所づくり	24
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進	24
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	27
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	30
【4】快適な教育・保育環境の整備	34
III 生涯学習の推進	36
【1】青少年健全育成の推進	36
【2】文化財保護の推進	39
【3】生涯学習活動の推進	42
【4】図書館サービスの推進	44
【5】スポーツ活動の推進	47

島本町教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

効果的な教育行政を推進し、住民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法

(1) 基本的事項

前年度の「島本町教育・保育重点目標」に対する進捗状況を点検・評価する。

(2) 点検・評価項目について

教育・保育重点目標における【目標項目】を「点検・評価項目」として設定し、項目ごとに「点検・評価シート」を作成する。

評価を行うに当たっては、各【目標項目】における【重点課題】の項目ごとに、前年度の取組状況を点検の上、「点検・評価項目」全体における総合評価を行う。

(3) 学識経験者の知見活用

点検・評価の実施に当たっては、「点検・評価協力者」として学校教育関係、生涯学習関係の学識経験者各1人から助言を受けた。

●学校教育関係協力者

ふりがな	よしなが のりこ
氏名	吉永 紀子
所属・職名	同志社女子大学 現代社会学部 現代こども学科 准教授

●生涯学習関係協力者

ふりがな	かわくぼ かずこ
氏名	川窪 和子
所属・職名	大阪成蹊大学 大阪成蹊短期大学 図書館・ラーニングcommonsセンター 図書館副館長 ラーニングcommons副センター長

3 学識経験者からの意見（報告書全体に係る主なもの）

○ 点検・評価内容全般に実績数値が掲載されており、概ね前年比や全国平均を超えているが、「評価」ではそのことに関する言及がなく、「本年度の指示事項」にも数値目標がないため、数値目標について掲げられるものは設定し、評価事項に合わせて指標を設定し、実績に対し自己分析と共に、評価をする必要がある。

- 「主体的に学ぶ」ことの楽しさを子ども自身が感じているという意識調査の結果から推察されるのは、「学ぶこと」による自分自身の変容を捉えることができているということである。授業を通して学習内容を理解することができたということのみならず、どのような学び方をしていくことで自分なりの理解が深められたのかということに自覚できるようになっていくと、その科目や単元を通して学んだ内容や方法を、別の文脈においても活かして学ぼうとする意識の醸成に繋がっていくものと考えられる。
そのため、「学ぶこと」による自分自身の変容を捉えようとする時に大事にされるべきは、対象との対話、自己との対話、他者との対話の3つの対話が複合的に実践されるように授業をつくっていく必要がある。
- 授業で子どもが会える教材や出来事という対象に、まず子ども自身がじっくり向き合い、自分なりの仮説をもって試行錯誤を重ね、子どもが自分にとっての問いを生み出すような体験の場を保障することが必要である。ただし、自己との対話は、子どもの内で起きているため、ノート等の書き言葉や授業内での発言・つぶやきの話し言葉などに表出されるものばかりではないため、外側からは見えづらい自己内対話を促していく契機を授業内にどのように位置付けていくかを考える必要がある。
- 「対話のある授業」の創造に向けた個々の教師の取組を、校内授業研究会等において、学校全体で分かち合い、推進していくことが必要である。
- 豊かな社会関係資本をよりどころにして、共に読むことの面白さに気づき、目覚めた子どもたちが、「読む」ことや「読んで考える」ことの学びを他者とともに創り上げていく価値について実感していけるような授業づくりが重要である。そのためには、国語学習を筆頭に、その他の科目・領域においても実現していくために、学級担任と学校図書館専任職員とが連携をとり、文化的に価値のある図書に深くかかわる機会を用意していく取組が重要であると考えられる。
- 「全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるために、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築」することを目指して、各教室・学校で具体的な実践に取り組まれたことが伺える。とりわけ、「教職員の人権教育の実践力を高めるための研修」や「教育活動に係る実践内容の共有化」は、個々の子どもの声を受容される教室づくり、異質なものに対する寛容さや相互理解を深めていく教育実践の創造の基盤となるものである。長らく続くコロナ禍の影響がさまざまな局面で浮き彫りになってきている昨今、目に見えにくい子どもの困り感やストレスを察知し、誰一人取り残されず、安心して自分らしく居られる学級・学校の重要性を再確認するところである。
- 不登校児童・生徒に対する、実情に応じた適切な支援が行われるように、各学校が適応指導教室や民間団体との連携を強化していることは、子どもの進路実現と社会的自立にとって極めて重要である。家族のほか、友だち関係や学級の担任、習い事先で繋がる仲間や先生、地域で子ども達の活動を見守り支える多様な大人、困り感の解消に対応してくれる専門家集団等が、子どもの困り感やSOSに対して、いつでも受け容れる体制を整えていくことが必要である。
- 「幼稚園と保育所との交流」と「かがく遊びを変化・発展させた実践の積み上げ」、そして、そうした就学前教育の充実が「小学校における合科的・関連的なスタートカリキュラムの作成」へと強く結び付けられ、幼稚園、保育所及び小学校の間の密接な連携が行われていることは注目に値する。島本町教育委員会の「教育長ブログ」を見ると、子どもが好奇心に基づいて能動的に行動しており、遊びの中に見出される子どもの主体性は、学びの場面においても、校種を超えて大切に育みたいことを、校種を超えた教職員相互の対話を通して探究していく場が、「みづまるキッズプラン策定委員会」を中心に町内に浸透していくことが期待される。
- 「スポーツ活動の推進」の項目では、長引くコロナ禍のなかでも、国の方針を踏まえた行動制限の緩和により、いずれの事業も参加者数が前年度より大幅に増加している。おそらくは、広報誌やホームページでのPRの励行も功を奏している

ため、ホームページのアクセス件数等のエビデンスを提示するとともに文章の中でも評価していくことを望む。

- 図書館を例にすると、コロナ禍における来館者数の一時的な激減も平年以上（平成30年度比較）に回復され、経年変化では開館日数も増やし、人口増に見合う高い登録率も維持されている。そのあたりの自己評価があってもよいのではと考える。
- 生涯学習施設全般に関する町民アンケート等での満足度調査などアウトカム指標も掲載されると報告書としてのバランスがよいと考える。
- 島本町が国宝や重要文化財を豊富に有する町で、歴史文化資料館が多様な活動を実施し活動報告も出されている。人口流入の新住民へのアピールとしても、例えば、図書館とも連携し、郷土愛、シビックプライドを醸成させるウィキペディアタウン等の町民参加イベントの開催等も検討し、住み続けたい街への想いや地元への愛着をさらに深めることに繋がる事業を考える必要がある。
- 各施設の相互利用促進のための同時テーマ展示開催等、MLA連携の視点を持った展開も今後さらに期待する。
- 平成31年3月に「島本町子ども読書活動推進のための方針」が策定されている。今後は、当該方針の進捗状況や、令和5年3月に閣議決定された「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」も見据えた課題の設定・分析が必要と考える。
- 平成26年の学校図書館法改正により、初めて「学校司書」という名称が法律に組み込まれ、「学校司書」を置くように努めなければならないことが第6条に定められている。そのため、今後はあえて「学校司書」という名称をわかりやすく統一して使う必要がある。
- 学校教育活動の支援に関与できるボランティアに関わっては、当然ながら「学校図書館」を支援するボランティア養成の取組等についても視野に入れ、町立図書館活動についても、町民協働という視点でさらなる図書館ボランティアの養成、継続して活動をされるボランティアの方々へのステップアップ研修等、生き甲斐にもなり得る活動への支援を期待する。
- 府内他町との比較では、高齢者率も高いが、人口増により、子育て世代の人口も増加している現状において、「より広い世代」という視点に、「子育て世代等も含む」という文言があっても良いと考える。
- 蔵書数統計から推計する除籍冊数について言及すると、受入冊数と匹敵するほどの除籍処理をされ、書架の新鮮度を保つことを励行されていることが伺える。また、人口増により歳入も増加傾向にある島本町とはいえ、効率的な運営体制の確立のために、たとえ少額であっても不要資料の売却等、町立図書館も歳入確保に向け努力をしているという姿勢や、加えて、図書館以外の町立生涯学習施設と連携したりサイクルブックコーナーの設置は、図書館のPRや利用促進に向けた取組としても評価できると考える。
- 多忙な教員にとって、公立図書館との物流システムの構築・確保は非常に大きな支援となり、活用方法の周知や手続きの簡便化による今後のさらなる利便性向上を期待しており、中学校でもこの物流システムを活用した団体貸出冊数のさらなる増が望まれる。
- 島本町の外国人人口が平成30年度172人から、令和4年度255人と5年間で1.5倍増となったことに伴い、多言語のおはなし会や異文化に触れる展示の新規事業を企画・実施されたことと推測しており、こういった企画は浸透に時間を要するため、継続開催が必要であり、国際化への対応として特筆・評価すべきと考える。

4 点検・評価結果

別紙「点検・評価シート」のとおり。

5 点検・評価に関する今後の取組

今回の点検・評価結果及び学識経験者からの意見を踏まえ、今後、教育委員会として次のとおり取り組んでいく。

- 今後も継続して、総合教育会議において、課題となっている諸施策を中心に町長と積極的に意見交換及び協議を行う。
- 点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に課題解決できるよう、従来の方法だけでなく、新しい方法を検討し、迅速かつ計画的に取組を推進する。
- 町の教育を取り巻く諸課題について、教育委員会の附属機関や関係団体、町の関係機関等と連携を密にしながら、解決に取り組む。

点検・評価シート

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
- (5) 児童・生徒の資質・能力向上のために、教育内容等を教科横断的な視点で組み立てていく。

【本年度の指示事項】

- (1) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (2) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (3) 進学を希望する日本語指導が必要な児童・生徒の進路に関しては、入学者選抜制度の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続等、より丁寧な対応に努めること。
- (4) 不登校等の課題のある生徒に対しては、早い時期から進路を見据えた適切な指導・支援を行うことができるよう配慮し、各関係機関とも連携しながら、継続した支援を行うこと。
- (5) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気付き、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (6) 学校の立地を生かした施設併設型の一貫教育（第二中学校ブロック：二小・二中）や一貫教育（第一中学校ブロック：一幼・一小・三小・四小・一中）において、府のスクール・エンパワーメント※推進事業（確かな学びを育くむ学校づくり）や、加配教員（指導方法の工夫改善定数、児童・生徒支援加配教員等）を活用しながら、特色ある取組を推進すること。
- (7) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。

点検・評価内容

令和4年度 of 取組状況

- (1) 小中学校で1人1台端末を活用した授業展開を推進するとともに、学習指導要領が掲げる学力観に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の取組を推進した。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、小中合同授業研究会等は規模を縮小して実施した。
- (2) 「つなぎングスクール」(中学校体験事業)は、中学校と各小学校をオンラインでつなぎ、生徒会主催による学校紹介とクラブ紹介動画を視聴することにより実施した。
- (3) 進路指導用冊子「進路資料」を作成し、各中学校において全学年対象に配布し、進路説明会や進路学習活動の中で活用した。
特に、支援学級在籍生徒や不登校傾向にある生徒の進路指導に関しては、各学校と教育委員会及び関係機関が連携を密にしながら、一人一人の適性を見極め、当該生徒や保護者への十分なガイダンスを行った。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、職場体験学習は中止としたが、各中学校で職業人の講話を実施するなど、職業体験に代わる取組を実施した。
- (5) 「大阪府版キャリア・パスポート」を各学校で活用し、キャリア教育を実施した。また、島本町版「キャリア・パスポート」を作成した。

【各年度の中学校卒業生に係る高等学校への進学率(%)】

年度	R3	R4
島本町	97.5(94.3)	99.6(87.1)

※ ()内は、全日制高校への進学率

【年間30日以上 of 欠席がある不登校生徒(卒業生)の進路状況(人)】

年度		R3	R4
卒業生のうち年間30日以上 of 欠席のあった不登校生徒数		11	21
内訳	進学した者	10	20
	専修学校等入学者	0	0
	その他(就職、進路未定等)	1	1

【授業等で将来の進路や生き方について考える機会があると答えた生徒の割合(%)】

年度	R3	R4
中学校(全学年)	84.4	83.4

※ 各学校の学校教育自己診断結果より

【「あなたは、将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的回答の割合(%)】

	R3		R4	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
島本町	78.9	72.4	80.9	72.9
大阪府平均	78.5	65.7	77.9	64.5
全国平均	80.3	68.6	79.8	67.3

※ 全国学力・学習状況調査 児童質問紙及び生徒質問紙より

【令和4年度における小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 町教育研究会との連携による10教科カリキュラム研究会の開催(定例)
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした取組
 - ・小学校6年生が中学校での授業及び部活動を体験等
 - ・小学校6年生が中学校の文化祭を見学
 - ・中学校陸上部が小学校運動会に参加(リレー)

評 価

- ① 小中学校で1人1台端末を活用した授業展開を推進するとともに、学習指導要領の完全実施に伴い、新しい学力観に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の取組を推進できた。
- ② 小学生が中学校を体験する事業（部活動体験・文化祭見学）や、中学校の授業を体験する「つなぎスクール」については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止や取組内容の変更をし、実施した。中学校と各小学校をオンラインでつなぎ、生徒会主催による学校紹介とクラブ紹介動画の視聴を実施することで、中学校への円滑な接続や期待感の高揚といった取組を実施することができた。
- ③ 特色ある小中一貫教育の推進を掲げ、学力・生徒指導・人権教育等の取組交流を行い、小中学校教職員の連携強化につながった。
- ④ 職場体験学習について令和4年度は中止としたが、平成18年度に文部科学省の研究指定を受けて以来、継続して実施しており、地域事業所や住民の理解や協力により、本事業の趣旨や学校の指導目標に沿った形で実施してきた。令和4年度は、職業人の講話等各中学校で取り組み、生徒が主体的に進路選択や職業選択ができる能力や態度の育成につながった。
- ⑤ 各中学校において、3年間の進路学習計画を基に、生徒個々の状況に応じたきめ細かい進路指導が組織的に行われ、成果として高い進学率が維持できた。

今後の課題

- ① 町全体での小中一貫教育の推進と同時に、これまでの取組実践の継承と新たな展開に向けて、中学校ブロックごと（第一中学校ブロック：二保・一幼・一小・三小・四小・一中、第二中学校ブロック：四保・二小・二中）における、特色ある連携・一貫教育の取組を推進していく。
- ② 作成された小中一貫教育カリキュラムの実施・検証に当たっては、学識経験者の指導・助言を仰ぎながら、学習指導要領の実施に伴い、より実効性のあるカリキュラムへと改良を重ねていく必要がある。また、授業研究の成果の積極的な発信・普及に努め、授業改善や教職員の指導力向上等、取組の全体化を図る必要がある。
- ③ キャリア教育を通して、社会的、職業的自立に必要な資質・能力を育成できるよう、職場体験のみをもってキャリア教育を行ったとするのではなく、学校教育全体を通じて実施されるキャリア教育となるよう、その内容の組立を見直していく必要がある。その際、「キャリア・パスポート」を活用し、9年間を見通したキャリア教育を実施する。
- ④ 進路選択が多様化してきていることから、迅速な情報収集と提供に努め、学校における的確な進路ガイダンス機能の充実を図ることが必要である。また、不登校生徒や支援学級在籍生徒等に対しては、早い時期から本人及び保護者のニーズを把握し、卒業後の進路を見据えた適切な指導・支援を行えるよう、適宜進路に関する情報提供と各関係機関とも連携した支援を行っていく必要がある。

【2】確かな学力の育成

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテストや小学生すくすくテスト等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDC Aサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事等について、それぞれの目標を踏まえて、児童・生徒の実情に応じ創意工夫して実施する。
- (7) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組むこと。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (2) 教育センター「学校支援本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (3) 探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
- (4) 大阪府チャレンジテスト（中学校全学年対象）、大阪府すくすくテスト（小学校第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (5) スクール・エンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。
- (6) 各学校において、ICT活用を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 学力担当者会議を定例で実施し、各学校における教育目標達成のための教育課程について交流を図り、教科指導と教育目標の実現を結び付けるカリキュラム・マネジメントの研究を行った。
- (2) 「学校教育自己診断」について、ホームページで全体の結果概要を公表するとともに、各学校において、結果についての分析評価を基に、課題解決を意識した教育活動を行った。

【学校教育自己診断による授業についての意識調査結果】

肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)の割合(%)

		年度	R3	R4
校種・質問事項				
小学校	「学校で、主体的に学ぶことは楽しい。」		—	81.0
中学校	「先生は、生徒が主体的に学ぶことができる授業を行っている。」		—	88.3

※R3から文言を変更

- (3) 各学校が抱える実践上の課題を把握し、その解決に向けて、組織的に取り組むために校内研究の充実や具体的方法についての検討を図った。
- (4) 児童・生徒の学習状況を検証し、児童・生徒の学習改善や教職員の授業改善を図るため、身に付けたい力を明確にするとともに、全ての児童・生徒の学びを保障できる手立てについて、研究するとともに、指導と評価の一体化について取り組んだ。
- (5) 各学校において、朝の読書活動の推進や図書館の環境及び蔵書の整備、読書週間における様々な活動及び読書指導を意識した授業の展開等を行った。また、町独自で、学校図書館専任職員を各学校に1人ずつ継続して配置した。

【学校教育自己診断による読書習慣及び学校図書館利用についての意識調査結果】

肯定的回答(「よくあてはまる」及び「ややあてはまる」)の割合(%)

		年度	R3	R4
校種・質問事項				
小学校	「読書をよくする(マンガ以外の)」		65.5	68.2
中学校	「学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。」		79.1	88.5

【島本町立学校図書館の貸出数】

		年度	R3	R4
校種・質問事項				
小学校	児童貸出総数(冊)		183,337	185,057
	児童総数(人)		1,942	1,951
	一人当たりの貸出冊数(冊)		94	95
中学校	生徒貸出総数(冊)		15,855	9,927
	生徒総数(人)		838	846
	一人当たりの貸出冊数(冊)		19	12

- (6) GIGAスクール構想の推進に向けて、ICT機器の活用方法について、配備されているタブレット等を活用し、「個別最適な学び」と「協働学習」について研究を行った。

評 価

- ① 中学校では学校間の取組などを交流することで学習指導要領の内容を深められた。
- ② 特に中学校においては、中学生チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルールによる評価活動が展開され、一定の指標としての活用ができた。
- ③ 少人数授業・習熟度別授業により、きめ細かい指導をすることで、児童・生徒一人一人の学力を的確に把握し、個に応じた指導を展開することができた。
- ④ 落ち着いた学習環境の醸成に向けて、教職員の共通した認識の上での取組が図られ、学校組織としての機能が高まった学校も見られた。
- ⑤ 小中学校に各1人の学校図書館専任職員の継続配置により、図書館運営の改善・向上が図られ、児童・生徒による図書館の利活用が一層促進された。

今後の課題

- ① スクール・エンパワーメント推進事業を柱に、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、対話のある授業づくりについて推進する。
- ② 児童・生徒の学習評価について、信頼性と妥当性の高いものにするためには、検証作業は必須であり、学校全体で進めるべきものである。ただし、学習評価の検証は、指導と評価の一体化を意識したものでなくてはならない。
- ③ 児童・生徒の学力向上を目指して、習熟度別指導・少人数指導を通じて、自学自習力を高めていくとともに、1人1台端末等を活用し、「個別最適化された学び」と「協働的な学び」を推進していく必要がある。
- ④ 読書習慣を身に付けることは、学力向上とも深く関わっている。学校は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っていることから、学校全体での組織的な取組を続けていく必要があると考える。そのために、図書館司書を中心に、学校図書館の環境整備を行うとともに、学校全体で読書力を育てる授業づくり（授業に学校図書館、町立図書館との連携を組み込む等）に継続して取り組む。

【3】英語教育の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小学校1・2年生及び中学校においては「教育課程特例校制度」を活用し、連続的・系統的な英語教育の充実に努める。
- (3) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (4) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (5) 「実用英語技能検定受験料補助制度（3級以上の受験者）」の周知・活用を進める。
- (6) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、イングリッシュキャンプや研修を行えるよう努めること。
- (2) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。特に、小中学校においては、特別の教育課程を編成していることについて、保護者に周知すること。
- (3) 小学校3年生から6年生においては、新学習指導要領を踏まえ、加配教員や中学校専科指導教員を十分に活用すること。また、適切な評価を行えるように努めること。
- (4) 「実用英語技能検定受験料補助制度」について、生徒・保護者等に学校だより等を活用し、周知に努めること。
- (5) 中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実に努めることを目的に、イングリッシュ・シャワー・プログラムを実施すること。
- (6) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 外国人講師（ALT）を各園所に派遣し、就学前においては、体験的・活動的な英語教育を、1週間～2週間当たり1回程度で、年間を通じて実施した。
- (2) 小中学校においては、文部科学省教育課程特例校制度を活用し、国が示す標準授業時数を大幅に拡充し、英語教育の充実に努めた。また、小学校には、中学校の英語科教員を派遣し、高学年を担当とともに指導した。
- (3) 事業成果の検証のため、小学校（4～6年生）には授業アンケートを実施した。また、中学校では、英語能力判定テスト（英検I B A）を活用し、全生徒の英語力を測り、分析した。

【生徒（中学3年生）の英語力の状況（%）】「英語教育実施状況調査」（文部科学省）より

		R3	R4
3級以上+ 相当以上	島本町	72.4	77.7
	全国	47.0	49.2
3級以上	島本町	46.8	41.5
	全国	27.2	27.3

※ 「3級以上」は、実際に実用英語検定3級以上の認定を受けている生徒の割合を指し、「相当以上」は、認定を受けていなくとも、学校での学習状況により「見込み」で計上した生徒を含んだ割合を指す。

【児童の意識（小学3年生～6年生）（％）】（「英語教育に関するアンケート」（島本町）より）

質問項目	肯定的回答の割合	
	R3	R4
(1) 英語の勉強は好きだ。	77.1	77.1
(2) 外国語活動や英語の授業中にわからないことがあったとき、先生や友達に尋ねてわかろうとしている。	—	84.1
(3) 外国語活動の授業で学習したことは、社会に出たときに役に立つと思う。	92.3	92.9

(4) 中学生の英検3級以上の受験者に、検定料の一部を補助した。

評価

- ① 幼児らは、外国人講師に対し臆せず接しており、また、外国語活動を楽しむ場面が見られた。
- ② 教育課程特例校制度による取組が7年目となり、増授業時数の教育課程を活用した英語教育の取組が定着し、児童・生徒の英語力の向上につながっている。
- ③ 生徒の英語力について、各種学力調査結果から、府・全国平均を上回る結果が出ている。中学校3年卒業時の英語力3級相当取得率も高い値を継続し、成果がみられる。

今後の課題

- ① 児童・生徒が英語を通じて、自分の思いや考えを互いに伝え合い、尊重し合えるようになるため、学校生活全体の中で、発話量が増える取組を進める必要がある。
- ② 特に小学校教員に対して、指導力とともに英語力を高める取組を推進する必要がある。中学校教員においては、英語の発話率の高い授業を展開していく必要が求められる。
- ③ 話す力の「やり取り」する力の育成がより必要である。

【4】豊かな人間性の育成

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深め、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ等防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。
- (2) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。
- (3) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。
- (5) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係

機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。

- (6) 「文部科学省や府の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を取り入れた学校生活の中で、様々なストレスにさらされている児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努めるとともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。
- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを一層推進させること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 大阪府人権教育研究協議会の「部落問題学習」「子どもの育ちと進路保障」「ともに学びともに育つ」「ジェンダー平等教育」の4つの専門部会において、さまざまな世代の教職員がともに考え、ともに実践を創造していくことに重点をおき、研究をすすめることができた。
- (2) 島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携しながら、教職員の人権教育の実践力を高めるための研修を実施した。また、町内の教育活動に係る実践内容を研究冊子「しまもとの教育」にまとめ、各校に配布することで具体的な実践例の共有を図った。
- (3) 学校が積極的にいじめを認知できるようにするために、組織体制を再点検し、事案への対応手順の徹底を図った。また、教育委員会の附属機関「島本町いじめ等対策委員会」を2回開催し、いじめ防止の有効な対策等を検討するとともに、町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会（年間3回）を開催し、いじめを予防する包括的取組の共有を行った。

【小・中学校におけるいじめの認知件数(件)及び千人率(人)】

校種		年度		R3	R4
小学校	島本町	件数		12	19
		千人率		6.2	9.8
	大阪府	千人率		109.9	現在未発表
	全国	千人率		80.7	現在未発表
中学校	島本町	件数		3	3
		千人率		3.6	3.5
	大阪府	千人率		35.7	現在未発表
	全国	千人率		31.9	現在未発表

※ 千人率＝児童・生徒1000人当たりの発生率

※ 令和3年度「いじめ」の認知ケース(小学校12件、中学校3件)については解消

【小・中学校における不登校の認知件数(件)及び千人率(人)】

校種		年度		R3	R4
小学校	島本町	件数		36	43
		千人率		18.5	21.9
	大阪府	千人率		14.7	現在未発表
	全国	千人率		13.2	現在未発表
中学校	島本町	件数		40	55
		千人率		47.8	64.1
	大阪府	千人率		56.3	現在未発表
	全国	千人率		52.6	現在未発表

※ 千人率＝児童・生徒1000人当たりの発生率

- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう各校に対して指導を行った。
- (5) 大阪府スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを講師に招いてのスクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、ケース対応において、各関係機関との連携について情報共有するとともに、個別のケースについても検討会議を実施した。また、警察・福祉・教育・保健などの関係部局・機関からなる要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待の通告などがあった場合、ケース検討会議を開催して適切に対応を行った。
- (6) 各校において、コロナ禍の影響による様々なストレスにさらされている児童・生徒一人一人の心身の状況を把握するとともに、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、児童・生徒一人一人を教職員全体で支えていくための体制づくりに努めた。
- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対する偏見や差別が生じないように、各校において教職員研修を行うことにより、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを推進につなげることができた。

評 価

- ① 人権教育の推進に当たっては、島本町人権教育研究協議会の「ともに学び ともに育つ」専門委員会で研究授業を実施し、子どもたちが、ともに学び合い、支え合う中で、一人一人の自分らしさを大切にしたい取組を推進することができた。
- ② 島本町人権教育研究協議会や島本町教育研究会等と連携した教職員研修を実施することができた。また、町内の教育活動に係る実践内容を研究冊子「しまもとの教育」にまとめ、各校に配布することで、具体的な実践例の共通理解を深めることができた。
- ③ 島本町いじめ防止等基本方針改定後のいじめ等の対応について、教職員で共通認識を深めた。また、いじめの初期対応においても、スクールソーシャルワーカー（町派遣3人）やスクールカウンセラー（府派遣2人、町派遣2人）等、専門家と連携した早期発見・早期対応に努めることができた。
- ④ 不登校児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、各学校と島本町適応指導教室や民間団体等との連携の充実を図り、実状に応じた適切な支援が行われるよう努めることができた。
- ⑤ 虐待防止・対応に関わっては、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課家庭児童相談員、指導主事による連絡会議等を定例開催し、多角的な子ども・家庭支援について、恒常的に連携することができた。

今後の課題

- ① 全ての教職員が、人権に関する知識理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研修の実施を組織的・計画的に進める。
- ② いじめを予防する包括的取組として、いじめ予防につながる授業等を、年間を通じて計画的に実施する。また、支援や配慮を要する児童・生徒が安心して学べる環境を構築する。いじめの初期対応において、専門家等の活用を含め、迅速かつ適切に行える組織体制の更なる充実を図る。
- ③ 児童・生徒の安全確認やケア等の対応について、スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、島本町教育センターでの相談業務の充実を図る。

【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを実施する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的生活習慣を確立するため、「健康3原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。
また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、外部指導者等地域の協力を活用しながら、合理的かつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。
- (3) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。
- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。
 対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 各学校において、学校保健計画、食に関する指導の全体計画を策定し、教科等横断的な視点でも健康教育を推進した。
- (2) 幼稚園では、遊びを通じた運動（リズム運動、体操、サーキット運動、なわとび等）の機会を日常的に取り入れることにより、年間を通じての体づくりに努めた。
 保育所では、鉄棒、ブランコ等の遊具を活用して懸垂、ぶらさがり等を行うことにより、体力及びバランス感覚の向上に努めた。
 小中学校では、コロナ禍における子どもの「またやりたい」を引き出せる体育の授業づくりについて、研究授業や実技講習を実施し、指導力の向上に努めた。

【体力調査結果（点）】

	R3		R4	
	男子	女子	男子	女子
小学校5年生				
島本町	52.3	53.8	53.1	53.3
全国平均	52.5	54.6	52.3	54.3
中学校2年生				
島本町	43.3	47.9	44.6	47.4
全国平均	41.2	48.6	41.0	47.4

- (3) 小学校において、体育の授業で、児童が活動する場面を多く確保するとともに、授業間の時間等を活用し、各学校における体力向上の取組を推進した。
 中学校において、運動部活動の活性化を図るために、引き続き、地域人材（専門性や技術指導力のある人材）を外部指導者として派遣した（第一中学校に対し2人、第二中学校に対し9人の外部指導者を派遣。年間延べ722回活用した。）。

【中学校部活動加入率(%)】

年度	R3	R4
部活動加入率	88	88
(運動部加入率)	(68)	(65)

- (4) 各学校において、「保健だより」や「給食だより」等の通信物を定期的に発行し、健康や心身の発達への関心・実践、生活習慣等の大切さについて、児童・生徒や保護者に啓発した。

		R3		R4	
		小学校 6年生	中学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生
毎朝、朝食をとる	島本町	94.4	95.8	95.6	94.7
	大阪府	93.6	90.3	93.2	89.5
	全 国	94.9	92.8	94.4	91.9
毎日、同じくらいの時間に寝る	島本町	79.6	84.5	86.3	83.6
	大阪府	79.2	78.0	80.3	78.9
	全 国	81.2	79.8	81.5	79.9
毎日、同じくらいの時間に起きる	島本町	87.0	92.8	90.9	93.4
	大阪府	89.1	91.3	89.1	91.4
	全 国	90.4	92.7	90.4	92.2

評 価

- ① 各学校の実態に応じた特色のある学校保健計画、食に関する指導に係る全体計画が策定され、計画的に実施された。また、栄養教諭が教科の授業に入り、食育の観点で授業を展開した。
- ② 幼稚園及び保育所において、小学校低学年の体育につながる「運動遊び・体育遊び」の実践ができた。各プログラムに継続して取り組むことにより、児童の身のこなしや体のしなやかさが目に見えて向上し、児童も目標を持って意欲的に取り組むことができた。
- ③ 小学生に対して、中学校部活動体験を実施することができなかったが、オンラインによる部活動紹介を行い、部活動に対する興味・関心が高まった。

今後の課題

- ① 食育の推進に関わって、共食（誰かと一緒に食事をする）や朝食の喫食習慣等によって具体的な効果を用いて、啓発していく必要がある。
- ② 児童が日頃から様々な運動の特性に触れることができるよう、地域人材等の活用を推進し、運動遊びの更なる充実を図る必要がある。
- ③ 児童・生徒が体育やスポーツへの興味・関心を高め、健康的な運動習慣を身に付けていくことが必要である。
- ④ 日常生活習慣の在り方や食育について、「健康3原則」の理念に基づき、保護者、地域住民の理解や協力も得ながら、継続して、町全体として健康教育を推進する必要がある。

【6】保幼小連携の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図り、「みづまるキッズプラン3か年計画」を推進する。
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラム（案）を試行する。
- (3) みづまるキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通した学び」と「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）の作成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」、「子育て支援相談機関連絡会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、かがく遊びを柱に、子どもに応じて、実践を変化・発展させた実践事例を積み上げていくこと。
- (3) かがく遊び体験活動を通して「もの・こと」の性質や仕組みを感じ取らせ、最終的には自分なりの理屈を構築させ、独力で思考スキルを獲得させること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（＝物質）」や「こと（＝現象）」を使いながら、その性質・仕組みを感じ取り、子どもなりの思考力（＝「科学的な見方・考え方の基礎」）を培うための就学前から低学年児童を対象とする「かがく遊びプログラム」をいう。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 島本町保幼小連携推進協議会において、幼稚園と保育所との交流（子ども同士、教職員同士）を行うことにより、就学前教育の充実を図った。
- (2) 町立幼稚園・保育所において、アプローチカリキュラム（案）の試行として、子どもに応じて、かがく遊びを変化・発展させた実践を積み上げることができた。また、学識研究者の指導を受けながら、幼児の興味・関心や気持ちを大切にした学びと育ちが小学校生活や学習で生かされてつながるように工夫された幼児期のアプローチカリキュラムを作成した。
- (3) 小学校において、かがく遊びを通して、子ども一人一人が「もの・こと」の性質や仕組みを感じ取り、思考を深める活動を体験することができた。また、学識研究者の指導を受けながら、幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちが発揮され、主体的に自己を表現する学びにつながるよう工夫された合科的・関連的なスタートカリキュラム（案）を作成した。

評 価

- ① 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たり、各種協議会を中心に組織的な展開に努めるとともに、とりわけ幼稚園と保育所との交流（子ども同士、教職員同士）による就学前教育を充実させることができた。
- ② アプローチカリキュラム（案）の試行として、かがく遊びを変化・発展させた実践の積み上げとともに、アプローチカリキュラムを作成することができた。
- ③ 小学校において、かがく遊びを通して、子ども一人一人の体験活動の充実とともに、スタートカリキュラム（案）を作成することができた。

今後の課題

- ① 学校・幼稚園・保育所（園）間連携の推進に当たっては、これまでの各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）に加えて、みづまるキッズプラン策定委員会とも連携した組織的な展開を進めていく。
- ② 「みづまるキッズプラン（3か年）計画」において、アプローチカリキュラムを幼稚園、各保育所で実施するとともに、令和5年度においては、幼児期の遊びや生活を通じた学びと育ちが発揮され、主体的に自己を表現する学びにつながるように、工夫された合科的・関連的なスタートカリキュラム（案）を試行していく。

【7】支援教育・保育の充実

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指す。
- (4) 身近にいる障害のある仲間との相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。また、福祉体験活動等を通じて、福祉教育を推進すること。
- (5) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実に努めること。
- (6) 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 各学校に位置付けられた支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を組織し、支援学級担任・通常学級担任及び保護者との連携を図りながら、個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成した。
当該児童・生徒の指導においては、「個別の指導計画」に基づいた自立活動の充実を図るとともに、校内委員会の中で定期的に確認や検証を行った。
- (2) 就学相談・支援に当たっては、合理的配慮の観点を踏まえ、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、早期から就学に関する丁寧な説明と適切な情報提供を行った。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切

な指導・支援について共通理解を図るとともに、島本町特別支援教育研究協議会における研修等の活動を充実させ、インクルーシブ教育の実現を目指した取組を推進した。

島本町支援教育研究協議会における活動

<研修体制>

- ・外部講師による支援教育研修（5回）
- ・支援教育の理解と指導に係る研修（3回）
- ・障害者理解に係る講演会（2回）
- ・保幼小交流（2回）
- ・福祉連携研修会（1回）

<活動内容>

- ・個々の課題に合わせた授業研究

授業研究等の企画、支援教育に必要な教材、教具の研究・製作

- ・保幼小中の連携

保幼小中の連携、各保幼小中の支援学級等の状況についての交流及び情報共有、支援学校との連携

- ・支援教育の推進

町全体研修の企画・運営、スーパーバイザーによる巡回相談・研修、各学校の講演会や保護者も対象となる講演会の企画・運営、町全体研修の企画・運営

- (4) 身近にいる障害のある仲間との相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習の促進を図るとともに、各学校・各学年での福祉体験活動等を通じて、福祉教育の推進を図った。
- (5) 卒業後の進路に関しては、高等学校や支援学校に加え、「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」等の幅広い進路選択について、生徒・保護者に十分伝わるよう、案内パンフレット等を活用する等により、適切な説明や情報提供に努めた。
- (6) 島本町の発達支援に係る関係機関が集まる教育センター連絡会を年間10回開催し、保健・福祉・医療・教育の関係機関による横の連携の推進を図った。また、島本町教育センターにおいて、専門相談員による教育相談を実施した。

【相談人数(人)】

年度	R4
保護者	220
学校関係者	77
その他	104
計	401

評価

- ① 支援教育コーディネーター連絡会を実施することで、支援教育コーディネーターのスキルアップにつながり、児童・生徒の発達検査や行動観察から特性の把握をし、具体的な支援方法への検討までの共通理解を深めることができた。
- ② 就学相談・支援については、幼児・児童・生徒の教育的ニーズ、保護者からの意見聴取、関係機関との連携内容を十分に踏まえた対応に努めることができた。
- ③ 支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について、教職員全体で共通理解していくために、支援担当と学級担任との連携はもとより、校内における支援体制の充実を図った。また、島本町特別支援教育研究協議会におけるさまざまな研修を通じて、教職員の専門性の向上とともに、各校におけるインクルーシブ教育の実現を目指した取組の推進につなげることができた。
- ④ 島本町の発達支援に係る関係機関が集まる教育センター連絡会を開催したことで、保健・福祉・医療・教育の関係機関による横の連携を推進することができた。また、0歳から20歳までを貫く教育相談体制の充実につなげることができた。

今後の課題

- ① 地域における共生社会の実現を目指し、全ての児童・生徒、教職員及び保護者に対して、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育の取組を進めるとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校づくり・集団づくりを推進していく。
- ② 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の一層の充実を図る。
- ③ 通級指導教室と通常学級が連携することで、障害の有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、一人一人の状況に応じた配慮・支援に努める。

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する教育センターとの連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

【本年度の指示事項】

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズプラン（3か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援本部と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (4) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室を中心としたネットワークを拡充するため、放課後子ども教室推進事業や島本町いきいき・ふれあい教育事業などに教職員やPTAがより積極的に関わるよう努めること。また、教職員や地域の方々との合同の研修等についても検討すること。

学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

点検・評価内容

令和4年度の実行状況

- (1) 年度当初に、各学校園長から学校（園）教育目標及び本年度の学校（園）経営方針等を教職員に周知した。教育委員会として各学校（園）の経営方針や学校園長の方針に基づいた教育活動の進捗状況等を年1～3回の視察訪問や随時ヒアリングにおいて確認を行った。
- (2) 開かれた学校・幼稚園・保育所づくりを目指し、学校・幼稚園・保育所だよりやホームページで各学校・幼稚園・保育所の取組状況を広く伝えた。また、本町の地域に根ざした

学校教育を展開させるため学校協議会での協議内容を基に、保護者及び地域の意見を自校の教育活動に反映させるよう努めた。教育委員会として各学校協議会の各回の要点録を取りまとめ、各学校へ情報提供を行った。また、小中学校においては、学校教育自己診断（11月～12月実施）を活用し、取組の検証を行った。

【学校協議会開催状況(令和4年度)】

開催回数 各学校4～5回

- 内 容
- ・各学校における学校教育目標、経営方針、学校運営に対する意見
 - ・各学校における取組等への支援、評価
 - ・学習状況調査、学校教育自己診断の結果から見える課題解決についての協議等

【教育週間における学校公開来校者数(人)】

校種	年度	R3	R4
小学校		中止 (内地域住民)	1,982 (地域公開なし)
中学校		中止 (内地域住民)	681 (地域公開なし)
幼稚園		中止 (内地域住民)	103 (地域公開なし)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

- (3) 学校支援地域本部事業の充実に向け、島本町学校支援本部の教育センターが主体となり、放課後学習会等の取組を実施した。
- (4) 学校においては、座席配置や常時換気等、基本的な感染対策を講じた上で、教育活動を行った。また、オンラインで授業を家庭につなぐ等、タブレットPCを適宜活用し、児童生徒の学びを保障した。

評価

- ① 新学習指導要領実施に伴い、校長・園長・所長が経営方針を基に、学校・幼稚園・保育所運営全般にわたり、リーダーシップを発揮するとともに、保護者や地域の信頼や教育的ニーズに応え、地域の実情を踏まえた教育活動を展開できた。今後、求められる教育・保育内容の共有化を図った。
- ② 学校教育自己診断の分析を基に、学校協議会の定期会議の中で地域に開かれた学校づくりやカリキュラムマネジメント、いじめや不登校に関する学校課題、あるいは地域に密着した小中一貫教育の推進に関して協議を行い、評価を得ることで、各学校の学校運営の活性化につながった。また、各学校の経営方針を具体的に示し、その理解の下、共通した認識を持って、助言を頂きながら教育活動を進めることができた。
- ③ 教育センターがボランティアネットを管理し、学校と連携したことで、学校支援の取組を継続して進めることができた。
- ④ 新型コロナウイルス感染症で登校できない児童生徒に対して、タブレットPCを活用し、授業をオンラインでつなぐ等して、学びを保障することができた。

今後の課題

- ① 保護者・地域から信頼される学校・幼稚園・保育所づくりの推進に向け、学習指導要領や働き方改革を踏まえた学校経営方針、教育目標等を今以上に教職員や保護者に分かりやすく周知を図り、目標の共有化を更に進めるとともに、学校教育自己診断の結果や課題解決方法、学校協議会の協議内容についても広く情報を公開したりする等、引き続き工夫改善に努める必要がある。さらに、学校教育自己診断や学校協議会を活用して保護者・地域の意見や評価を学校運営に反映できるよう、学校評価に関する支援やPDCAサイクルの整備・充実に努める。
また、教育コミュニティづくりを視野に入れながら、拠点整備と島本町の地域性を生かした学校教育活動の展開を進める。
- ② 小中一貫教育基本方針の柱の一つである保護者や地域と一体となったネットワーク型の学校づくりを進める上で、教育センター（学校支援本部）と更に密接な連携を図る必要がある。また、学校が必要とする活動を支援するための人材発掘においても、更なる連携を図る必要がある。
- ③ 学校教育活動の支援に直接関与できるボランティア（地域住民や教員を目指す学生等）については、年々拡充を図りつつあるが、今後は、学校や保護者のニーズが反映されるように、取組の拡充検討も含めてボランティアの更なる有効活用や学校支援システムの構築を図ることが必要である。

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 子どもの安全を確保するため、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、地震等の災害及び事件・事故が発生した場合、迅速かつ的確な行動ができるための学校独自の危機管理マニュアルを整備し、事態を想定した実践的な訓練を行う。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) P T A・保護者会や学校支援本部、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (4) 学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定し、学校教育活動全体を通じた安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び地震等をはじめとする集中豪雨・落雷等の自然災害に備える防災教育の推進や熱中症等の事故防止に努めること。
- (2) 「学校・幼稚園における災害対応マニュアル（資料）」や平成30年7月以降に作成の「地震における緊急対応ガイドライン」、「地震対応マニュアル」等を活用し、全ての教職員が役割を分担するとともに、学校安全担当者を明確にするなどして、学校安全の推進体制を整備するよう努めること。
- (3) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (4) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (5) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、A E Dの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (6) 登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における安全対策の取組が、安全で安心して暮らせる地域やまちづくりに貢献するものと捉えること。
- (8) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の募集も行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。
- (9) 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適

切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 各学校・幼稚園に対し、年度当初に危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うよう指導・助言を行うとともに、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として位置付け、学校安全月間（6月）として、災害時の避難訓練、引渡し訓練や不審者対応訓練等を関係機関とも連携して実施した。
 また、各学校において関係機関と連携した防犯教室等を実施し、児童・生徒の安全確保や危機回避の意識向上に努めた。
 地震等の災害及び事件・事故を想定し危機管理マニュアルの確認及び更新等を行うとともに、各学校・幼稚園・保育所で危機管理マニュアルに従い、実際に職員が動ける体制にあるか訓練の実施を指示した。
- (2) 通学路の安全確保として、島本町全体の「子ども安全マップ」を作成し、各学校等に掲示することで、危険箇所や交通安全等について注意喚起を図った。また、学校・保護者・警察・町都市創造部等とともに、引き続き通学路の安全点検について協議した。
 幼稚園及び保育所では、消防設備や電気設備の点検を行うとともに、子どもが安心して活動できるよう定期的に遊具の点検を行った。
- (3) 安全ボランティアやこども110番の家運動等に継続して取り組むとともに、児童・生徒の安全確保のため、町広報及び教育委員会ホームページで安全ボランティアの募集を行い、新規登録者の拡大を図った。また、安全ボランティアに対し、見守り活動時に着用していただくアクティブコートやブルゾンを適宜交換・貸与した。また、より多くの方の協力が得られるように、「ながら見守り」を周知した。

【安全ボランティアの登録者数(人)】

年度	R3	R4
総人数	54	52

評 価

- ① 各学校の学校安全計画・防災教育計画に基づき、計画的に各種避難訓練等が実施された。学校における防災訓練を、地域の協力も得ながら実施する学校もあり、より実践的かつ効果的な防災訓練が実施された。
- ② 関係機関と連携した通学路安全点検により、危険箇所を確認し、安全確保についての共通認識が図れた。
- ③ 各地区の安全ボランティアの方々に協力をいただき、児童・生徒の登下校の安全確保につながった。
- ④ 座席配置や換気、手指の消毒等、適宜、感染対策を継続した。

今後の課題

- ① 児童・生徒に対する防災教育の推進に関して、子どもたちが「主体的に行動する態度」を育成するよう訓練等を含めた充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所と地域・家庭が連携した実効性のある訓練実施を追求するとともに、起こり得る様々な災害及び非常変災を想定した危機管理マニュアルや防災計画を定期的に見直す必要がある。
教育活動中や登下校時の非常変災時に備え、児童・生徒の安全を確保するために、避難訓練や引渡し訓練等を実施し、非常変災に備えなければならぬ。
各学校においては、防災教育、減災・縮災について各教科の中で関連付けて教えることができるように、防災教育全体計画一覧表や教科における防災教育計画表等を作成する必要がある。
- ② 児童・生徒に対して、日常生活及び学校生活の場で、いざというときに判断し、行動できるような安全確保や危険回避の能力育成を積極的に進める必要がある。
- ③ 引き続き、町ホームページや学校だより、町内の各組織の会議や事業所等において、募集のお知らせを掲載し、及び配布し、ボランティア登録者や「ながら見守り」の協力者の確保に努め、より効果的な見守り活動や組織的な取組が必要である。また、こども110番について、町ホームページや学校だより等において募集のお知らせを掲載するとともに、取組の目的を周知し、協力者の確保に努める必要がある。

【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力を向上させる。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年度当初及び適宜服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

【本年度の指示事項】

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

- (8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月45時間、年間360時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。
- (9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。
- 万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 初任者と転任者に対しては、着任式において改めてサービスを認識させた。
また、教職員の資質向上、各校の課題改善に向けて実施する校内研修は、年間を通じ計画的に実施するよう指導した。

【町教育委員会主催研修実施状況】

令和4年度の町教育委員会主催研修内容

- ・人権教育研修 ・生活指導研修 ・学力向上研修 ・外国語活動研修
 - ・支援教育研修 ・保幼小連携教育研修 ・初任者研修 ・10年経験者研修
- (2) 各学校の首席等がメンバーとなる小中一貫教育推進協議会の事務局会議に指導主事も参加し、スクールリーダーの育成を進めるとともに、教科研究会に事務局メンバーが推進役として携わる中で更なる資質の向上を図った。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学校内での授業公開等を進め、各学年で共に研修できる環境づくりに努めた。
 - (3) 校長が設定する年度当初の学校経営方針を踏まえ、教職員各自が目標設定を行い、自己申告書の提出、授業アンケート、校長による授業見学、面談等を円滑に実施することで、教職員の職務に対する意欲向上及び指導力向上を図った。
 - (4) 校外における研修会等に参加した際には、学校長まで簡潔な報告文書により復命することとした。同時に、可能な限り職員会議等の場で報告し、研修内容が分かる資料を配布することで、研修の成果を全教職員で共有することに努めた。
 - (5) 教職員としての綱紀保持のため、学校長に対し年3回の教育長通達を行い、各学校での職員会議や校内研修等の中で不祥事予防について周知が図られたことで、教職員が確かな自覚の下、行動できた。
 - (6) 幼稚園・保育所で作成される文書や個人情報を適切に管理し、徹底を図るためには組織全体で取り組む必要があり、各学校においては、情報管理に関する委員会を設置し、マニュアル等の確認や研修等を実施することで全職員に対し周知徹底を図り、情報の漏洩が生じないように努めた。
 - (7) 各学校の相談体制に求められる要件、職員への周知方法や相談対応の在り方、町教育委員会としての対応等について、「島本町立学校における教職員間セクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」及び「島本町立学校における教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの発生防止に関する指針」を職員会議等だけでなく、職員室内での掲示や文書回覧等の方法で文書明示することで教職員への周知徹底を図るとともに、各学校の相談窓口担当者を明確に位置付けることで、セクシュアル・ハラスメントの発生防止に努めた。
 - (8) 会議や研修を通して、過去の事例から危機の発生の原因等を分析し、危機の予知・予測に努め、危機管理体制の見直しを行った。また、未然防止に向けて、児童・生徒等の状況を把握するためアンケート等を実施するとともに、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練を実施した。
 - (9) 校長が、職員会議等において、教職員に対して綱紀の保持について説明し、リスクマネジメントの理解を深めるように努めた。

評価

- ① 学校運営の中心となるミドルリーダー育成のため、5年目以上の教職員を校務分掌ではチーフ等に充て、組織を動かす経験を積むことができた。また、初任者を始め教職経験年数の少ない教職員の資質向上のため、学習会や研究会が多く行われた。
- ② 「教職員の評価・育成システム」においては、全ての学校で本システムを適切に運用しており、校長が教職員一人一人と定期的に面談を行うことで、教職員の目標や進捗状況等を把握しながら、適切なアドバイスをを行い、業務に対する意欲向上や資質向上を図ることができた。
- ③ 教職員の綱紀保持について、マニュアルや通知の周知のほか、日常的な啓発や校内研修等の実施により、不祥事予防や体罰等の防止に努めた。
- ④ 「島本町立学校教育情報セキュリティポリシー」を共有し、ICT機器の仕様や個人情報情報の取扱いについて認識を高め、情報管理や情報処理について、教職員一人一人の自覚を促した。
- ⑤ 年度や各学期の始めに、人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント防止のために相談窓口を確認し、文書や掲示等で意識を高めた。
- ⑥ 危機管理は学校運営について重要であることから、危機管理マニュアルを全教職員で確認した。また、訓練等を通して、非常における役割分担や安全管理について理解を深めた。

今後の課題

- ① 学校組織の中核を担うべき世代（40歳代）の教員が少ない状況であるが、今後の教職員構成からすると、30歳代から、首席等の役割を明確に位置付け、次期管理職候補としての育成が急務であり、若年層教員の中からミドルリーダーとなる人材の育成を目的として、OJTを含めて若年層教員の指導力向上に向けた教職員研修や研究授業等の充実に引き続き努めていく必要がある。
- ② 経験年数が少なくても実力のある教員に対しては、「評価・育成システム」における面談等の機会を活用し、首席や指導教諭への登用を呼び掛け、勧めることが急務である。
- ③ 個々の教員が研修等で獲得した知識を広く、他の教員と共有するため、校内委員会での報告や校内外研修会での発表の機会を設け、資料を有効に活用するといった場面を増やすことが必要である。
- ④ 不祥事等問題事案が発生しないよう、日頃から教職員に対し、行政上、刑法上及び民法上の責任が伴うことを再確認させる機会を増やすとともに、効果的な研修方法を工夫したり、不祥事予防チェックリストの活用等を心掛けたりするなど、教職員一人一人の危機管理意識の更なる徹底を図る必要がある。
- ⑤ 個人情報の管理について、セキュリティポリシーを遵守し、書類提出に関わっては、複数の目でチェックし、確認する体制を整えることが必要である。
- ⑥ 法改正に伴い、各校のセキュリティポリシーを島本町が策定したセキュリティポリシーに倣い、改訂し、各校に周知徹底することが必要である。

【4】快適な教育・保育環境の整備

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に引き続き教育総務課職員が定期的に参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 保育基盤の拡充に伴い待機児童が解消されたが、引き続き年間を通じ待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
- (4) 保育施設の長期的に適切な維持管理を行うため、長寿命化計画の策定を進めること。
- (5) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 保育所、幼稚園、小中学校及び学童保育室において、計画的に改修や修繕を行った。
保育所においては、主に第二保育所の給湯器設置工事、網戸改修工事、自転車置場照明取替工事等を実施した。
小中学校の屋内運動場において、夏季の猛暑日の授業や部活動の際に児童や生徒の健康を守るため、また、避難場所として利用した際に、避難者の快適な生活環境を確保するために、空調設備の整備を行った。
国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校内におけるICT機器の円滑な利用のための高速大容量ネットワークを整備するとともに、授業や家庭学習で使用する児童・生徒用のタブレット端末を1人1台整備した。
- (2) 町内各所での宅地開発等による保育ニーズの増加への対応を図るため、平成30年11月に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき施設整備を進め、令和4年4月で計画していた全ての施設が開園し、年間通じて待機児童数0人を達成した。
- (3) 事務連絡会に教育総務課職員が参加することで、情報交換や課題共有することが可能となり、相互の協力関係を保つことができた。
- (4) 児童・生徒の良好な生活環境の確保等を目的に、これまで町立小・中学校のトイレの洋式化に取り組んできており、令和4年度に残る第二小学校体育館トイレの改修工事を実施し、小・中学校トイレの洋式化率100%を達成した。
- (5) 保育施設の長期的な維持管理のため、「島本町保育施設長寿命化計画」を策定した。

評 価

- ① 第三小学校A棟建替事業を完了させることができた。また、小中学校の施設や設備の老朽化により発生している不具合について、予算の措置状況や緊急度により優先順位を付け、改修に取り組むことができた。幼稚園・保育所では、年次計画を踏まえた上で、当該年度の改修計画に基づき必要箇所の改修に取り組むことができた。
- ② 学校事務職員と教育総務課職員が予算活用に関する情報を共有することにより、適正な学校予算の執行が図れた。
- ③ 「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づく全ての整備が完了し、保育基盤の拡充及び保育施設の耐震化並びに待機児童の解消が図られた。

今後の課題

- ① 限られた財源の中で、町の公共施設全体の効率的な整備を進めるために、今後も改修等が必要な箇所を的確に把握し、計画的に学校施設及び保育施設の維持管理を図っていく必要がある。
- ② ICT機器の整備については、国の「GIGAスクール構想」(Global and Innovation Gateway for All)に基づき、児童・生徒一人一人に、個別最適化された学習環境を提供できるよう、更なる機器の整備を進めるとともに、運用、授業での活用等を進めていく必要がある。

Ⅲ 生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。
- (4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

[本年度の指示事項]

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番」運動及び大阪府の事業「動くこども110番」を広報誌等で周知すること。
- (4) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 参加者だけでなく、各講師等に対しても青少年向けの各種事業を人権文化センターで実施する意義や、豊かな体験が人権意識につながることを説明することにより、認識の共有を図り、人権意識の向上に努めた。
- (2) 3年ぶりに青少年健全育成大会を開催し、中学生以下を対象に、科学への興味関心を高めるため、科学実験ショー・各種工作教室を実施した。
また、令和3年度に実施し好評であった中高生俳句大会について、引き続き実施した。
- (3) 青少年指導員協議会と連携を図りながら、年に3回、町内の夜間パトロールを実施した。
また、8月の「こども110番月間」に、「こども110番の家」運動について、広報誌を通じて周知・啓発を行った。
- (4) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークである「いきいき・ふれあい教育事業実行委員会」の運営を支援した。

【青少年人権教育事業参加者数(人)】

事業名	年度	R3	R4
親子で勾玉づくり体験！(親子の交流)		117 (49世帯) ※3回開催	97 (40世帯) ※3回開催
親子で卒業☆入学お祝いイルミネーションづくり体験！(親子の交流)		25 (10世帯)	24 (11世帯)
学習支援の場		延べ739	延べ853
	毎週木曜日(学校の休業中は除く)	延べ518	延べ695
	夏休み学習支援の場スペシャル☆	延べ221	延べ158
書道教室(文字の意味から人権を学ぶ)		延べ112	延べ91
手話教室(手話の習得と人権を学ぶ)		延べ76	延べ63
アート教室(豊かな感性を培う)		延べ110	延べ104
計		延べ1,179	延べ1,232

【人権教育推進事業等参加者数(人)】

事業名	年度	R3	R4
識字学級		延べ41	延べ30

【解放子ども会活動の参加者数(人)】

事業名	年度	R3	R4
解放子ども会活動		延べ31	延べ14

【青少年健全育成事業参加者数(人)】

事業名	年度	R3	R4
青少年健全育成大会		中止	延べ205
二十歳のつどい (成人祭)	対象者数	272	271
	参加者数	212	230
	参加率(%)	77.9	84.9

【「こども110番の家」運動登録件数(件)】

年度	R3 (R4.3.31時点)	R4 (R5.3.31時点)
登録件数	319	311

【いきいき・ふれあい教育事業実行委員会】

年度	R3	R4
構成団体数(団体)	26	25
家庭教育支援事業 参加者数(人)	延べ28 (1校1所)	延べ249 (4校2園2所)
地域交流事業 参加者数(人)	延べ67 (1園)	延べ112 (1園)
いきふれだより(広報紙)の発行	中止	中止
子ども安全・育成事業	中止	中止

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いきふれだより（広報誌）の発行及び子ども安全・育成事業の実施は中止された。

評 価

- ① 人権文化センターで実施した青少年向けの各種事業については、自学自習の習慣付けや親子の交流を深める機会を支援することができた。
- ② 実施内容や方法を検討しながら青少年健全育成大会を開催し、多くの青少年に学習と体験の機会を提供することができた。

今後の課題

- ① 人権文化センターで実施する各種事業について、より社会のニーズにあった内容を模索する必要がある。
- ② 青少年向けの事業について、多くの子どもが興味関心を持つ内容を模索する必要がある。
- ③ 立ち上げから15年以上が経過するいきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、あり方の検討を進める必要がある。

【2】文化財保護の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、管理運営に支障のない範囲で、団体による使用を許可し、保存と活用の両立を図る。

【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施し、埋蔵文化財の周知・啓発に取り組むこと。
- (3) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、一定の要件を満たす団体に限定することや必要に応じて条件を付すなど、各施設の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 町指定文化財等候補リストの一つである高浜地区にある「西田家文書」の調査を引き続き実施し、内容の把握に努めた。
また、住民から寄贈を受けた郷土の歴史に係る民俗資料及び古文書等の分類・整理を進め、寄贈された資料を中心とした企画展「令和3年度 寄贈資料大集合！」を実施した。
- (2) 開発に伴い尾山遺跡で1件、越谷遺跡で1件の計2件の埋蔵文化財発掘調査、広瀬遺跡で4件、山崎西遺跡で1件、水無瀬地区で1件、青葉地区で1件、桜井地区で1件の計8件の確認調査及び試掘調査を実施し、島本の歴史の解明に努めるとともに、遺跡の記録保存を行った。
- (3) 地域を代表する文化遺産である「水無瀬神宮」を広く住民に周知するため、企画展「後鳥羽院と水無瀬」を開催し、来館者は延べ5,882人であった。また、来館者の世代間交流の場を提供し、身近な民俗資料を展示する企画展「むかしの道具展 ～音・聴く・奏でる～」を開催し、来館者は延べ1,707人であった。
- (4) 歴史文化資料館の展示や運営に支障のない範囲で、展示室や正面広場等を住民に提供し、歴史・文化の情報発信基地として交流・活動する場とした。
また、史跡桜井駅跡内の利用者に支障を及ぼさない範囲で、住民に史跡に親しむ場として提供した。

【土木工事等に伴う埋蔵文化財の届出受領件数(件)】

遺跡名		年度	
		R3	R4
包蔵地内	水無瀬離宮跡	2	12
	源吾山遺跡	0	0
	水無瀬荘跡	11	14
	桜井遺跡	7	7
	桜井御所跡	3	1
	広瀬遺跡	58	36
	山崎西遺跡	3	2
	山崎東遺跡	1	2
	西国街道	2	3
	桜井駅跡	0	0
	御所ノ平遺跡	0	0
	越谷遺跡	0	3
	神内古墳群	0	0
	鈴谷瓦窯跡	0	0
	御所池瓦窯跡	0	0
	広瀬南遺跡	0	1
	青葉遺跡A地点	0	0
	青葉遺跡B地点	0	0
	広瀬溝田遺跡	0	0
	鈴谷遺跡	0	0
	西浦門前遺跡	0	0
	尾山遺跡	8	7
	五反田遺跡	0	0
	青葉南遺跡	0	2
小計		95	90
包蔵地外		52	79
合計		147	169

【町指定文化財の一覧表】

号数	名称	指定年月日
第1号	「水無瀬駒 関連資料」	平成21年 4月14日
第2号	「神像（伝 聖徳太子七歳像）」	平成22年 4月 5日
第3号	「宝城庵 薬師如来立像」	平成23年 4月 1日
第4号	「勝幡寺 薬師如来立像」	平成24年 4月 1日
第5号	「勝幡寺 元三大師みくじ関係資料 一式」	平成26年 4月 1日
第6号	「須恵器 大甕」	平成27年 4月 1日
第7号	「若山神社 絵馬」	平成30年 1月15日

【歴史文化資料館入館者数(人)】

行事名	年度	
	R3	R4
展示	7,816	15,391
講演会	26	100
コンサート	122	465
小学生民具体験講座	中止	中止
合計	7,964	15,956

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小学生民具体験講座は中止した。

【歴史文化資料館企画展の内容と入館者数(人)】

企画展名	開催日数	延べ入館者数
「令和3年度 寄贈資料大集合！」	40	960
「遷幸 ～隠岐のごとばんさん～」	55	793
「町内発掘調査成果速報展」	53	886
「後鳥羽院と水無瀬」	61	5,882
「水無瀬駒 関連資料」実物展示	2	100
「むかしの道具展 ～音・聴く・奏でる～」	47	1,707
合 計	256	10,328

【地域伝統文化活性化事業(人)】 (主催：島本町「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会)

事業名	R3	R4
「水無瀬駒 関連資料」実物展示	217	100
伝統文化 将棋教室	中止	177
小・中学生等将棋大会	中止	22
合 計	217	299

評 価

- ① 発掘調査、確認調査及び試掘調査を実施し、適切に埋蔵文化財の記録保存を行った。
- ② 文化財の調査、保存に努め、展示資料の充実を図るとともに、展示内容を工夫することにより、来館者に世代間交流の場を提供することができた。
- ③ 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡を、住民団体に交流・活動の場として提供し、文化財の活用を図ることができた。

今後の課題

- ① 町内の考古・美術工芸品・古文書・民俗資料等の悉皆調査を進める必要がある。
- ② 世代交代等により伝統的な建造物の取壊し等が行われていることから、これらが滅失する前に、適切に記録保存を実施する必要がある。
- ③ 駅前好立地の歴史文化資料館の活用について、検討する必要がある。

【3】生涯学習活動の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を全庁で共有し、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、従来開催してきた教室において開催回数等を見直し、より多くの住民が参加しやすい内容となるよう努めること。また、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の活動内容や連絡先などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対し、団体制度の説明を行うなど、積極的に取り組むこと。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 新規事業として、「浴衣着付け体験教室」及び「バルーンアートであそぼう！」を開講し、既存の受講生にとどまらず、より多くの住民に対し、生涯学習機会を提供できるよう努めた。
- (2) 受講対象を限定していたシニア世代学級からより広い世代が対象となるような事業内容を検討する等、学習内容の見直しに努めた。
- (3) 生涯学習関係団体の紹介冊子を作成し、生涯学習課窓口だけでなく、島本町ふれあいセンター及び町立人権文化センターに設置することで、生涯学習活動への参加機会の拡充に努めた。
- (4) 令和4年9月末を以って「陶芸教室」を終了し、引き続き同様の活動ができるよう、活動場所のアドバイスや、生涯学習関係団体の認定申請に関する説明等を行った。

【講座教室延べ参加者数(人)】

事業名	場所・年度	場所	R3	R4
陶芸教室		ふれあいセンター	761	390
民謡教室			192	212
たのしい絵画教室			72	90
ポーセラーツ教室			29	18
トールペイント教室			57	13
ガラスアート体験教室			1	7
浴衣着付け体験教室(令和4年度新規事業)			—	6
小学生英語教室			350	422
古文書講座			57	68
バルーンアートであそぼう! (令和4年度新規事業)		人権文化センター	—	16
少年少女和太鼓教室		第三小学校 生涯学習課活動室	220	332
和太鼓教室(青年の部)			50	106
和太鼓教室(一般の部)			203	334
計			2,019	2,014

※ 島本町ふれあいセンターの空調機更新等工事に伴い、ふれあいセンター内陶芸教室窯が利用不可となったため、10月以降の開講を中止、以後は団体活動へ移行した。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和4年7月28日から8月27日までの期間中、高齢者の方の参加が多い「陶芸教室」、「民謡教室」、「たのしい絵画教室」、「和太鼓教室(一般の部)」を中止した。

【文化祭参加者数(人)】 (主催：島本町文化祭事業実行委員会)

事業名	場所・年度	場所	R3	R4
島本町文化祭		ふれあいセンター	中止	延 1,950

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況等を鑑み、作品展示のみ開催した。

評価

- ① 文化教室において、開催日や内容を工夫し、より多くの住民が参加しやすい生涯学習機会の拡充に努めた。
- ② 生涯学習関係団体の紹介冊子を公共施設に設置し、生涯学習に関心のある住民に対する情報発信に努めた。

今後の課題

- ① 多くの住民に対し生涯学習活動機会を提供するとともに、長期継続してきた教室は、より自発的に生涯学習活動を行っていけるよう団体化を促す等、引き続き文化教室の内容刷新に努める必要がある。
- ② 更に多くの住民が生涯学習活動へ参加するため、生涯学習関係団体の紹介冊子をホームページ上に公開する等、情報提供機会の拡充に努めていく必要がある。

【4】図書館サービスの推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用について、円滑な運営に努める。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、可能なサービスに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、利用者の興味を引くような特集コーナーを設けること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、雑誌カバーへの広告掲載を進めること。
- (6) 机へのパーテーション設置や座席のレイアウトを工夫するとともに、事業を実施する際には感染拡大防止に努めること。

点検・評価内容

令和4年度の取組状況

- (1) 町のホームページや広報誌を通じて、毎月実施しているおはなしかいなどの案内を行った。また、秋の図書館まつりやおはなしかいスペシャル等、イベント性の高い事業においては、町のLINEやフェイスブックを活用し、周知を図った。
- (2) 毎月、利用者の興味を引き、手に取ってもらえるよう、一般書において2か所、児童書において1か所の特集コーナーを設けた。また、令和5年4月から使用できるよう「みずまろくん」をデザインした新しい図書館カードを作成した。
- (3) 平成29年7月から北摂7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町）の公立図書館において開始となった広域利用について、円滑な推進を図った。
- (4) 学校図書館専任職員連絡会へ参加し、学校図書館における活動内容の情報収集や、町立図書館で行う事業の参加協力依頼等を行い、読書活動の推進を図った。また、町立小中学校の児童・生徒が、図書に親しみ、読書機会を増やすため、直接、町立図書館へ行かなくても、学校を通して貸出や学校教職員の調査・研究や調べ学習のため貸出ができるように「島本町立図書館と島本町立小学校及び中学校における資料貸出に係る事務取扱要領」を制定し、4月から開始した。
- (5) 前年度に実施した寄贈を受けた資料のうち不用となった資料の売却だけでなく、除籍資料の売却を行い、歳入の確保に努めた。また、8月には図書館や歴史文化資料館、人権文化センター、町立体育館において、各施設入口付近に「リサイクルブックコーナー」を設け、図書館で使用しなくなった図書等を来館者が自由に持ち帰られるよう、図書のリサイクルに努めた。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策のため、座席数を減らし間隔を空けたレイアウトとし、テーブルの上にはパーテーションを設置した。また、おはなしかいをはじめ各種事業においては、参加者に対しマスク着用や手指消毒等、感染症対策に努めて実施した。

【蔵書数(点)】

年度		R3	R4
蔵書累計		107,924	108,941
受入数	購入数	4,694	4,721
	寄贈数	535	432
	計	5,229	5,153

※ 蔵書能力(約10万点)等の制約があるが、適切で新鮮な資料の収集と提供を図っている。

【入館者及び貸出点数】

年度		R3	R4
入館者数(人)		118,629	118,488
貸出点数(点)		328,869	318,969
貸出点数/入館者(点)		2.8	2.7
貸出点数/人口(点)		10.3	10.1
人口(4月1日)		31,821	31,603

※ 入館者1人当たりの貸出点数=各年度の貸出点数/各年度の入館者数

※ 人口1人当たりの貸出点数=各年度の貸出点数/各年度末の翌日(4月1日)人口

【登録者数】

年度		R3	R4
登録者数(人)		12,913	12,624
うち15歳以下(人)		2,400	2,334
貸出点数/登録者(点)		25.5	25.3
登録者/人口(%)		40.6	39.9
人口(4月1日)		31,821	31,603

※ 登録者1人当たりの貸出点数=各年度の貸出点数/各年度末の登録者数

※ 人口に占める登録者の割合=各年度末の登録者数/各年度末の翌日(4月1日)人口

【予約受付数】

年度		R3	R4
件数(件)		38,448	35,720
予約点数/登録者(点)		3.0	2.8

※ 登録者1人当たり予約点数=各年度の予約受付件数/各年度末の登録者数

【幼児・児童向け事業延べ参加者数(人)】

	R3	R4
おはなしかい	547	650
わくわくかみしばい	71	70
おはなしかいスペシャル(はる)	26	39
えほんがいっぱい!展(令和4年度新規事業)	—	198
折り紙で「みづまるくん」をつくろう!(令和4年度新規事業)	—	39
おはなしかいスペシャル(あき)	36	21
図書館たんけんクイズ	232	183
多言語のおはなし会(令和4年度新規事業)	—	16

異文化に触れよう 外国の絵本展示（令和4年度新規事業）	—	98
クリスマスのおはなし会（令和4年度新規事業）	—	54
読書オリンピック	189	224

【成人向け事業延べ参加者数(人)】

	R3	R4
もうすぐお母さん、お父さんになる人のための絵本講座（令和4年度新規事業）	—	15
なのはなのおはなし会	17	19

【小学校及び各種団体への貸出状況】

年度	R3	R4
団体貸出数(点)	2,925	4,149
団体数(団体)	152	156

【北摂地区広域利用状況（令和5年3月31日現在）】

	島本町が他市町利用者へ貸し出したもの				島本町利用者が他市町から借り受けたもの			
	R3		R4		R3		R4	
	人	冊	人	冊	人	冊	人	冊
高槻市	2,575	9,962	2,454	9,355	848	2,274	992	2,653
茨木市	10	48	10	43	108	395	96	327
摂津市	0	0	0	0	1	5	9	39
吹田市	1	1	0	0	8	36	36	142
豊中市	5	10	11	21	0	0	0	0
池田市	0	0	1	3	0	0	3	11
箕面市	0	0	0	0	1	1	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,591	10,021	2,476	9,422	966	2,711	1,136	3,172

評価

- ① 多くの住民に来館していただけるよう、子どもから大人まで興味を持てるような展示やイベントの実施に努めた。
- ② 利用者に愛着や親しみをもっていただけるよう、「みづまるくん」をデザインした新たなカードを作成した。
- ③ 町立小中学校の児童生徒が、町立図書館の資料を手に取りやすい環境を整えることで、子どもの読書活動の推進に努めた。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、館内レイアウトの見直しを行うだけでなく、実施可能な事業を検討し、開催した。

今後の課題

- ① イベントを実施した際には、参加者の世代やニーズを精査するとともに、今後も多くの方が参加していただけるような事業の実施に努める必要がある。
- ② 学校を通じた図書館資料の児童・生徒への貸出について、利用している学校が限られていることから、更に利用が増えるよう検討する必要がある。

【5】スポーツ活動の推進

令和4年度教育・保育重点目標の内容

【重点目標】

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、広報誌やHPだけでなく、各小学校児童に対し案内を配布するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、町財政との整合性を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

点検・評価内容

令和4年度の実施状況

- (1) スポーツ推進委員が委員間での研修を行うことで、競技能力向上に努めるとともに、定期的な体験教室を開催し、町内でのニュースポーツ普及に努めた。
- (2) 町立体育館の在り方については、水無瀬川緑地公園敷地内や大阪府立島本高等学校の再編整備後の体育館の活用も視野に、移転を前提とした検討を行った。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努めた。
- (4) 令和3年度まで開催した水泳教室については、近年の猛暑により実施が困難であったため、事業の見直しを行い、室内で楽しく体作りを行う「運動あそび教室」を開催した。また、新規事業として、「体幹&ストレッチ教室」を開催した。
- (5) 団体の活動内容の把握に努め、日常活動の相談や課題の解決について支援した。

【生涯スポーツ振興事業参加者数（人）】（主催：町民スポーツ実行委員会）

事業名	年度	R3	R4
町民スポーツ祭		中止	1,288
スポーツレクリエーション祭		中止	中止

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町民スポーツ祭は縮小して半日開催、スポーツレクリエーション祭は中止された。

【スポーツ教室延べ参加者数(人)】

事業名	年度	R3	R4
ダブルダッチ		704	981
ソフトバレーボール		284	256
バドミントン		269	306

ヨガ	282	425
ジュニアテニス	497	710
体幹&ストレッチ教室 (R4年度新規事業)	-	404
運動あそび (R4年度新規事業)	-	110
計	2,216	3,192

【総合型地域スポーツクラブ しまもとバンブークラブ会員数・教室数】

年度	R3	R4
会員数 (人)	152	235
種目数 (個)	20	20
教室数 (個)	27	25

【町立体育館利用者数】

施設名	年度	R3	R4
第1体育室	件数 (件)	976	1,202
	人数 (人)	15,090	19,790
第2体育室	件数 (件)	894	1,009
	人数 (人)	9,167	11,415
第3体育室	件数 (件)	828	1,067
	人数 (人)	8,522	11,374
トレーニングルーム	件数 (件)	12,679	16,590
	人数 (人)	12,679	16,590
研修室	件数 (件)	53	79
	人数 (人)	416	722
計	件数 (件)	15,430	19,947
	人数 (人)	45,874	59,891

【学校教育施設利用者数】

○体育館

施設名	年度	R3	R4
第一小学校	件数 (件)	245	403
	人数 (人)	4,021	6,893
第二小学校	件数 (件)	215	270
	人数 (人)	4,047	6,157
第三小学校	件数 (件)	293	442
	人数 (人)	5,038	8,154
第四小学校	件数 (件)	463	745
	人数 (人)	7,584	13,249
第一中学校	件数 (件)	348	532
	人数 (人)	7,365	11,099
第二中学校	件数 (件)	205	374
	人数 (人)	3,321	5,499
計	件数 (件)	1,769	2,766
	人数 (人)	31,376	51,051

○グラウンド

施設名	年度	R3	R4
第一小学校	件数 (件)	23	20
	人数 (人)	565	828

第二小学校	件数 (件)	83	105
	人数 (人)	3,754	4,426
第三小学校	件数 (件)	38	97
	人数 (人)	1,385	4,308
第四小学校	件数 (件)	97	111
	人数 (人)	4,436	4,320
第一中学校	件数 (件)	56	66
	人数 (人)	3,829	4,622
第二中学校	件数 (件)	66	81
	人数 (人)	2,876	2,674
計	件数 (件)	363	480
	人数 (人)	16,845	21,178

【テニスコート利用者数】

施設名	年度	R3	R4
東大寺公園 テニスコート	件数 (件)	1,788	1,960
	人数 (人)	17,121	18,481
第二中学校 テニスコート	件数 (件)	480	586
	人数 (人)	3,136	3,595
計	件数 (件)	2,268	2,546
	人数 (人)	20,257	22,076

【水無瀬川緑地公園スポーツ広場利用者数】

年度	R3	R4
件数 (件)	261	261
人数 (人)	20,400	23,700

評 価

- ① スポーツ推進委員が委員間で研修を行うことで競技能力向上に努めるとともに、体験教室を実施し、地域に還元することができた。
- ② スポーツ教室の内容を見直し、様々な運動機会を提供することができた。

今後の課題

- ① 町立体育館については、水無瀬川緑地公園敷地内の移転整備を前提に、プールやテニスコートなども含めたスポーツ施設の整備の可能性について検討を進める必要がある。
- ② 町内のスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ関係団体への情報提供や団体間での連絡調整の場の提供などの支援に努める必要がある。

第 2 0 号 報 告

島本町教育センター設置条例の一部改正の臨時代
理について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 5 年 8 月 2 2 日 提出

島本町教育委員会

教育長 中 村 り か

島本町条例第 号

島本町教育センター設置条例の一部を改正する条例

島本町教育センター設置条例（平成9年島本町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の項中「広瀬三丁目1番30号」を「桜井三丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第20号報告資料

島本町教育センター設置条例の一部改正の臨時代理について

1 提案理由

教育センターの移転に伴い、所要の改正を行うため、町議会に対し議案を提出する必要があったことから、臨時代理したもの

2 報告の概要

教育センターの移転に伴い、同センターの位置に関する規定を改正するもの（第2条関係）。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和6年4月1日

島本町教育センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(名称及び位置) 第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 島本町教育センター 位置 島本町桜井三丁目4番1号</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 島本町教育センター 位置 島本町広瀬三丁目1番30号</p>

第 2 2 号 報 告

令和 5 年 度 教 育 費 補 正 予 算 (案) の 臨 時 代 理 に つ
い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 (昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号) 第 3 条 第 1 項 前 段 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 処 理 し ま
し た の で 、 同 項 後 段 の 規 定 に よ り 報 告 し 、 承 認 を 求 め ま す 。

令 和 5 年 8 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 中 村 り か

令和5年度 教育費補正予算総括表

第22号報告資料

【単位：千円】

歳入	款	項	目	節(説明)	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
	府支出金	府補助金	教育費府補助金	教育総務費補助金 (スターサルポータスタッフ配置事業費補助金)	0	2,567	2,567	令和5年度交付決定に伴う歳入予算措置
	諸収入	雑入	過年度収入	過年度国庫支出金 (過年度幼稚園費国庫負担金)	0	234	234	令和3年度分施設等利用給付費の実績確定に伴う追加交付
				過年度府支出金 (過年度幼稚園費府負担金)	0	117	117	令和3年度分施設等利用給付費の実績確定に伴う追加交付
				合計	0	2,918	2,918	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

【単位：千円】

歳出	款	項	目	補正前の額	補正要求額	補正後の額	補正予算要求額における財源内訳				
							特定財源				
							国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
教育費	教育総務費		事務局費	604	446	1,050	0	0	0	0	446
			教育センター費	0	1,467	1,467	0	0	0	0	1,467
教育費	幼稚園費		幼稚園費	200	151	351	0	0	0	0	151
			合計	804	2,064	2,868	0	0	0	0	2,064

※補正要求額には、職員の人件費(給料、会計年度任用職員以外の職員手当等、共済費)は含まない。

※補正前の額等は、今回補正する事業の「節」に関する金額を記載している。

歳出内訳説明書

【単位：千円】

目	要求額	事業名	節(細節)	要求内訳	説明
事務局費	446	一般事務事業	使用料及び賃借料 (賃借料)	446	防犯カメラ (防犯カメラを更新することによる増額)
教育センター費	1,467	教育センター移転事業(施策)	需用費 (消耗品費)	92	移転関連消耗品 (教育センターの移転に伴い、必要物品を購入することによる増額)
			役務費 (通信運搬費)	8	電話使用料 (教育センターの移転に伴い、電話移転することによる増額)
			工事請負費 (工事請負費)	688	電話等整備工事 (教育センターの移転に伴い、電話整備の工事をするることによる増額)
			備品購入費 (庁用器具費)	679	施設用備品 (教育センターの移転に伴い、必要物品を購入することによる増額)
幼稚園費	151	幼稚園管理運営事業	旅費 (費用弁償)	151	当初予定していた会計年度任用職員(幼稚園保育士)の任用 辞退及びその補充による費用弁償の増額
計	2,064			2,064	

債務負担行為

【単位：千円】

事項	期間 (自) (至)	限度額	限度額における財源内訳				設定理由
			特定財源			一般財源	
			国庫支出金	府支出金	地方債		
英語によるコミュニケーション能力育成業務	令和5年度 令和8年度	31,350	0	0	0	31,350	年度当初から円滑に実施できるよう、令和5年度中に契約を締結する必要があるため。
オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務	令和5年度 令和6年度	9,298	0	0	0	9,298	年度当初から円滑に実施できるよう、令和5年度中に契約を締結する必要があるため。
町立小中学校通学路防犯カメラ貸借	令和5年度 令和10年度	8,917	0	0	0	8,917	設置から約7年を経過している防犯カメラについて、更新及び保守を含む貸借をする必要があるため。